平成22年(国)第622号

平成24年4月27日裁決

主文

後記第2記載の原処分は、これを取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の支 給を求めるということである。

第2 再審杳請求の経過

請求人は、若年性パーキンソン病(以下 「当該傷病」という。) により障害の状態 にあるとして、平成○年○月○日(受付)、 事後重症による請求として、国民年金法(以 下「国年法」という。) に定める障害基礎 年金の裁定を請求した。厚生労働大臣は、 平成○年○月○日付で、請求のありました 傷病(若年パーキンソン病)は、請求日で ある平成○年○月○日現在の障害の状態 が、国年法施行令(以下「国年令」という。) 別表に定める「日常生活が著しい制限を受 けるか又は日常生活に著しい制限を加える ことを必要とする程度のもの」とは認めら れないためとの理由で、障害基礎年金を支 給しない旨の処分(以下「原処分」という。) をした。これに対し、請求人は原処分を不 服として、平成〇年〇月〇日(受付)、表 記の社会保険審査官に対する審査請求を経 て、平成〇年〇月〇日(受付)、当審査会 に再審査請求した。

第3 問題点

本件の問題点は、裁定請求日である平成 〇年〇月〇日当時における当該傷病による 障害の状態(以下「本件障害の状態」とい う。)が、国年令別表に定める程度に該当 するかどうかである。

第4 審查資料

「(略)」

第5 当審査会の判断

1 障害基礎年金は、その傷病による障害 の状態が、国年令別表に掲げる程度に該 当しなければ支給されないこととなって いる。

- 2 国年令別表で障害等級2級に該当する とされているもののうち、当該傷病によ る障害にかかわるものとしては、その3 号に「平衡機能に著しい障害を有するも の」が、その15号に「前各号に掲げる もののほか、身体の機能の障害又は長期 にわたる安静を必要とする病状が、前各 号と同程度以上と認められる状態であつ て、日常生活が著しい制限を受けるか、 又は日常生活に著しい制限を加えること を必要とする程度のもの」が掲げられて いるので、上記第4の審査資料により、 本件障害の状態が上記3号及び15号の 程度に該当しないと認められるかどうか を検討すべきところ、障害の程度の具体 的認定に当たっては、社会保険庁により 発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の 発出したものとみなされて、引き続き効 力を有するものとされており、給付の公 平を期するための尺度として、当審査会 としてもそれに依拠するのが相当である としてきている「国民年金・厚生年金保 険障害認定基準について」(昭和61年 3月31日庁保発第15号社会保険庁年 金保険部長通知。平成14年3月15日 庁保発第12号社会保険庁運営部長通知 により改正後のもの。以下「認定基準」 という。) が発せられているので、これ に依拠するのが相当である。
- 3 請求人に認められる障害の程度は、現出している症状が若年性パーキンソン病による四肢の機能の障害であると認められるから、肢体の機能の障害の認定基準及び平衡機能の障害の認定基準に依拠して判断すべきところ、肢体の機能の障害又はしていては、「身体の機能の障害又はしていたる安静を必要とする病状がであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限をかえることを必要とする程度のもの」を障害等級2級に該当するものとしているところ、この「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えること

を必要とする程度」とは、必ずしも他人 の助けを借りる必要はないが、日常生活 は極めて困難で、労働により収入を得る ことができない程度のものであり、例え ば、家庭内の極めて温和な活動(軽食作 り、下着程度の洗濯等) はできるが、そ れ以上の活動はできないもの又は行って はいけないもの、すなわち、病院内の生 活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟 内に限られるものであり、家庭内の生活 でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内 に限られるものであるとされており(認 定基準の「隨害認定に当たっての基本的 事項」)、認定要領によると、肢体の機能 の障害は、原則として、「上肢の障害」、「下 肢の障害 | 及び「体幹・脊柱の機能の障害 | に示した認定要領に基づいて認定を行う が、脳卒中等の脳の器質障害、脊髄損傷 等の脊髄の障害等の多発性障害の場合に は、関節個々の機能による認定によらず、 関節可動域、筋力、日常生活動作等の身 体機能を総合的に認定するとされ、肢体 の機能の障害の程度は、運動可動域のみ でなく、筋力、運動の巧緻性、速度、耐 久性及び日常生活動作等の身体機能を総 合的に認定を行うが、2級に相当すると 認められるものを一部例示するとして、 次の4例を掲げている。

- 1 両上肢の機能に相当程度の障害を 残すもの
- 2 両下肢の機能に相当程度の障害を 残すもの
- 3 一上肢及び一下肢の機能に相当程 度の障害を残すもの
- 4 四肢の機能に障害を残すもの

日常生活動作と身体機能との関連は、厳密には区別することができないが、手指の機能については(ア)つまむ(新聞紙が引き抜けない程度)、(イ)握る(丸めた週刊誌が引き抜けない程度)、(ウ)タオルを絞る(水をきれる程度)、(エ)ひもを結ぶ、が挙げられ、上肢の機能については、(ア)さじで食事をする、(イ)顔を洗う(顔に手のひらをつける)、(ウ)用便の処置をする(ズボンの前のところ

に手をやる)、(エ)用便の処置をする(尻 のところに手をやる)、(オ)上位の着 脱(かぶりシャツを着て脱ぐ)、(カ)上 位の着脱(ワイシャツを着てボタンをと める)、が挙げられている。そして、手 指の機能と上肢の機能とは、切り離して 評価することなく、手指の機能は上肢の 機能の一部として取り扱うとされてい る。下肢の機能については、(ア)立ち 上がる、(イ)歩く、(ウ)片足で立つ、 (エ) 階段を登る、(オ) 階段を降りる、 が挙げられている。また、身体の機能の **隨害と日常生活動作の隨害との関係を参** 考として示すと、「機能に相当程度の障 害を残すもの」とは、日常生活動作の多 くが「一人で全くできない場合」又は日 常生活動作のほとんどが「一人でできる が非常に不自由な場合」をいい、「機能 障害を残すもの」とは、日常生活動作の 一部が「一人で全くできない場合」又は 殆どが「一人でできてもやや不自由な場 合」をいうとされている。

平衡機能の障害による障害は、2級の障害の程度に該当するものとして「平衡機能に著しい障害を有するもの」が挙げられているが、「平衡機能に著しい障害を有するもの」とは、四肢体幹に器質的異常がない場合に、閉眼で起立・立位保持が不能又は開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒あるいは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない程度のものをいい、閉眼で起立・立位保持が不安定で、開眼で直線を10メートル歩いたとき、多少転倒しそうになったりよろめいたりするがどうにか歩き通す程度のものを中等度の平衡機能の障害として3級と認定する、とされている

- 4 請求人の当該傷病は、遺伝性で、20 歳前の昭和〇年〇月〇日初診日であることは上記資料にて明らかであり、当事者間に争いはないものと認められる。
- 5 請求人の病状は、上記資料によれば、昭和○年(○歳時)の頃発病し、a病院b科受診して、L-ドーパの投与を受け、平成○年○月○日c病院d科で投薬を受

けた後、平成〇年〇月〇日より e 病院に かかり、その初診時所見として、四肢の 不随意運動は著明であるが、歩行は可能 で、舞踏病様運動(四肢)があるとされ ている。

- 6 審理期日において、医師である保険者 代理人は、請求人の若年性パーキンソン 病における平衡機能障害と下肢のADL 障害との関連について、「不随意運動・・ ということが書いてありますので、不随 意運動を四肢の障害として筋力には影響 しないけれども、それをもし加味する のだとすれば、・・平衡だけではなくて、 四肢の障害もそこに加わってくるのでは ないかという考え方も一方ではできるか と思う」旨陳述した。
- 7 本件障害の状態について、資料1-1、 資料1-2及び資料2から次の事実が認 定できる。

請求人の四肢の不随意運動は著明で、 舞踏病様運動(四肢)があり、四肢の関 節の可動域の記載はなく、四肢関節運動 筋力正と記載されている。日常生活活動 動作の障害の程度は、上肢に係るものは 全て1人でうまくできるとされ、下肢に 係るものとしては、片足で立つ(右・左) は一人では全くできない、歩く(屋内・ 屋外) は一人でできるが非常に不自由、 立ち上がる、階段を登る・降りるは支持 があれば若しくは手すりがあればできる が非常に不自由とされ、平衡機能につい ては、閉眼での起立・立位の保持の状態 は不安定、開眼での直線の10m歩行の 状態は多少転倒しそうになったりよろめ いたりするがどうにか歩き通し、補助用 具は使用せず、現症時の日常生活活動能 力及び労働能力は「日常生活動作自立、 習字塾を経営している」とされる。

屋内・屋外歩行時の歩行の状態に対して、A医師は、「現在メネシット錠 (100mg)を1日〇錠 (起床時、朝、昼、夜、寝る前)服用しています。薬が効いているときは歩行は安定しており、正常人よりやや遅い程度です。薬の効果がなくなった時は殆ど歩行できません。薬効が切れた

状態はよく起こります。そうなると、歩行は不安定で非常に困難です。」、及び「薬の効果がなくなった時は自宅より、動けなくなったと電話が外来にかかることがあります。ちなみに、身体障害者手帳の診断では、パーキンソン病は薬効のある状態で判定するようになっております。」と回答している。

8 そうすると、本件障害の状態は、薬効 下でのものであり、その状態の評価は妥 当なものと判断でき、平衡機能の障害と して、「閉眼での起立・立位の保持の状 態は不安定、開眼での直線の10m歩行 の状態は多少転倒しそうになったりよろ めいたりするがどうにか歩き通す。」と されることから、それは「中等度の平衡 機能障害」に該当し、また、四肢の障害 として四肢の関節の可動域の記載はな く、「四肢関節運動筋力正」と記載され ているものの、「四肢の不随意運動著明 で、舞踏病様運動(四肢)があり」とさ れ、下肢に係る日常生活動作として、片 足で立つ(右・左)は一人では全くでき ない、歩く(屋内・屋外)は一人ででき るが非常に不自由、立ち上がる、階段を 登る・降りるは支持があれば若しくは手 すりがあればできるが非常に不自由とさ れるのであるから、その障害は上記2級 の例示中の「2 両下肢の機能に相当程 度の障害を残すもの」に該当していると 認められる。

以上により、本件障害の状態は、これらの状態を総合的に勘案すれば、「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当し、国年令別表に定める障害等級2級の程度に該当していると認めるのが相当である。したがって、これと趣旨を異にする原処分は妥当でなく、取り消すこととし、主文のとおり裁決する。